

●香川県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年5月24日から同年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字東下所531 番3地先から 高松市川島東町字東下所431 番2地先まで	11.2~14.5	208	平成27年11月10日付け香川県告示第337号の一部

- 4 供用開始の期日 令和6年5月24日